

公 告

大規模小売店舗立地法（平成１０年法律第９１号）第６条第１項の規定により大規模小売店舗の変更の届出があったので同条第３項において準用する同法第５条第３項の規定により、次のとおり縦覧に供する。

なお、大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見がある場合は、縦覧期間満了の日までに宮城県経済商工観光部商工金融課に到達するよう意見書を提出することができる。

令和７年８月８日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

１ 大規模小売店舗の名称及び所在地

DCM塩釜店

塩竈市海岸通１５－１３

２ 大規模小売店舗を設置する者の氏名及び住所

日本貨物鉄道株式会社 代表取締役 犬飼 新

東京都港区港南１丁目８番１５号

３ 変更した事項

（１）大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

変更前	変更後
日本貨物鉄道株式会社 代表取締役 犬飼 新 東京都渋谷区千駄ヶ谷五丁目３３番８号	日本貨物鉄道株式会社 代表取締役 犬飼 新 東京都港区港南１丁目８番１５号

４ 変更の年月日

令和７年６月３０日

５ 届出年月日

令和７年７月２８日

６ 縦覧場所

宮城県経済商工観光部商工金融課、宮城県県政情報センター及び塩竈市役所

７ 縦覧期間

令和７年８月８日から令和７年１２月８日まで（ただし、閉庁日を除く。）

８ 意見書提出先

仙台市青葉区本町三丁目８番１号

宮城県経済商工観光部商工金融課

９ 意見書提出に関する注意事項

縦覧場所に備え付けの「大規模小売店舗を設置する者が配慮すべき事項に関する指針」

（平成１９年２月１日経済産業省告示第１６号）及び意見書様式を参考のこと。